

上関町障害者福祉計画

(第6期上関町障害者福祉計画)

(第6期上関町障害福祉計画)

(第2期上関町障害児福祉計画)

令和3年3月

上 関 町

目 次

第1章	計画の意義と役割	
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画管理の体制	4
第2章	上関町の現状	
1	総人口の推移	5
2	障がい者の現状	7
3	アンケート調査	9
4	平成30年度から令和2年度までの実績	18
第3章	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	25
2	基本的視点	25
3	施策体系	26
第4章	施策の具体的推進方向	
1	広報・啓発と権利擁護の推進	28
2	生活支援の充実	30
3	教育・療育の推進	32
4	雇用・就労・社会参加の促進	34
5	生活環境の整備	36
第5章	障害福祉計画及び障害児福祉計画	
1	成果目標	38
2	障害福祉サービス等の見込量と確保策等	40
3	地域生活支援事業の実施に関する事項	48

参考資料

第 1 章 計画の意義と役割

1 計画策定の背景

本町では、障害者基本法に基づく上関町障害者福祉計画を策定し、地域で暮らす障がい者等が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会を実現するため、障がい者等の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進しています。

また、平成18年4月に施行された障害者自立支援法（現行法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。））に基づき、障がい者等がその適性を活かして能力を発揮し、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指し、障害福祉サービス等の提供の確保及び数値目標やサービス見込量などを定めた上関町障害福祉計画を策定しています。

さらに、平成30年4月からは児童福祉法が改正され、各自治体における障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

本計画は、こうした、これまでの経緯や制度改正等を踏まえ、障がい者等への理解を深め、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に暮らす地域共生社会の実現に向けて、現行の上関町障害者福祉計画、上関町障害福祉計画及び上関町障害児福祉計画を見直し、一体的な計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

上関町障害者福祉計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画で、障がい者等の施策に関する基本的な事項について定めるものです。

一方、上関町障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

また、上関町障害児福祉計画は、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画で、障害児通所支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保する方策等について定めるものです。

各計画は、上関町総合計画の将来像や理念のもと、本町における他の関連計画とも整合を図りながら、策定しています。

【障害者基本法第11条第3項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【障害者総合支援法第88条第1項】

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法第33条の20第1項】

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画（計画期間は3年1期）	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画（計画期間は3年1期）
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第4次）（H30～R4年度）	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
県	やまぐち障害者いきいきプラン（H30～R5年度）	山口県障害福祉サービス実施計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）	
町	第6期上関町障害者福祉計画	第6期上関町障害福祉計画	第2期上関町障害児福祉計画

3 計画の期間

今回策定する上関町障害者福祉計画、上関町障害福祉計画及び上関町障害児福祉計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		第5期上関町障害者福祉計画	第6期上関町障害者福祉計画		
		第5期上関町障害福祉計画	第6期上関町障害福祉計画		
		第1期上関町障害児福祉計画	第2期上関町障害児福祉計画		

4 計画管理の体制

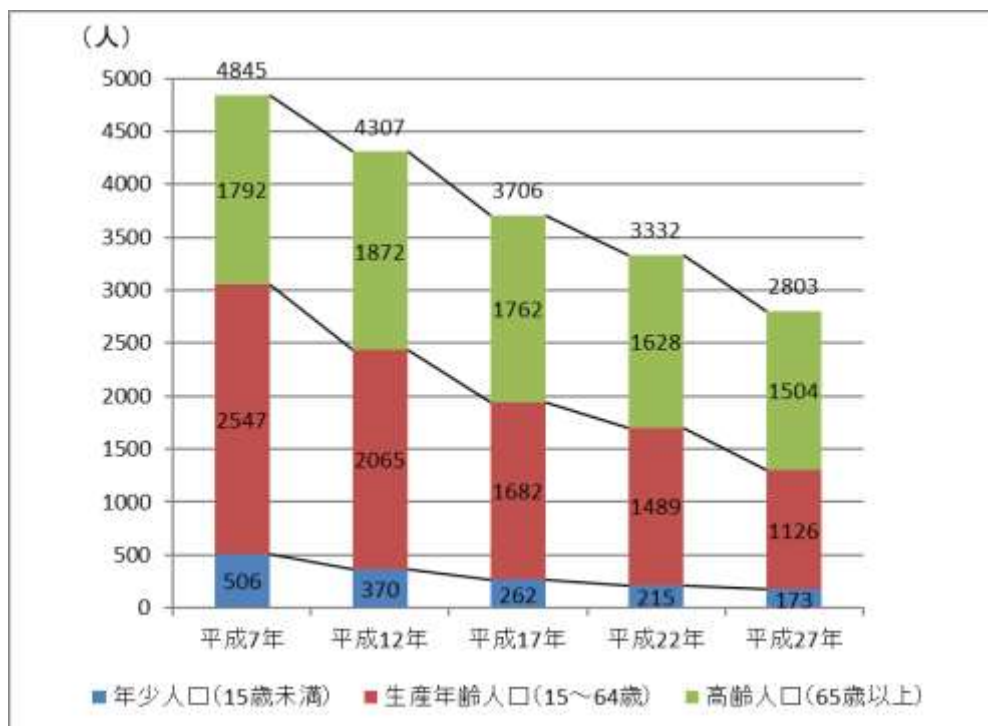
この計画の成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

第2章 上関町の現状

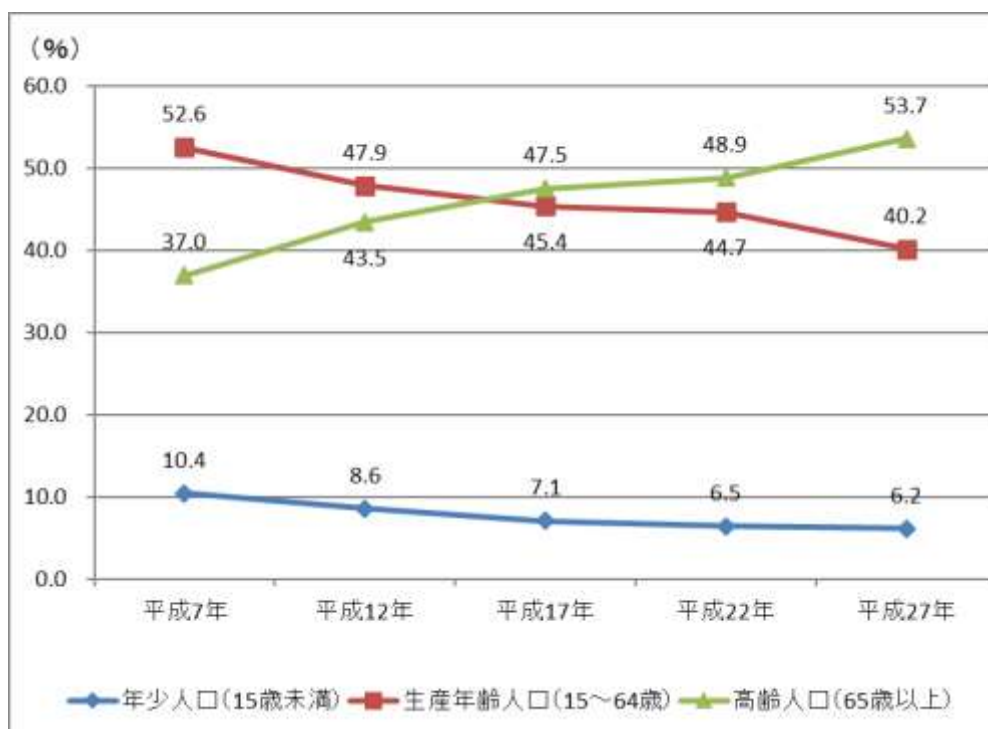
1 総人口の推移

(1) 年齢3区分の推移

平成27年国勢調査における本町の人口は2,803人で調査ごとに減少しています。その一方で、高齢人口の割合は年々増加し平成17年には生産年齢人口の割合を上回っており、今後も少子高齢化の進行が伺えます。



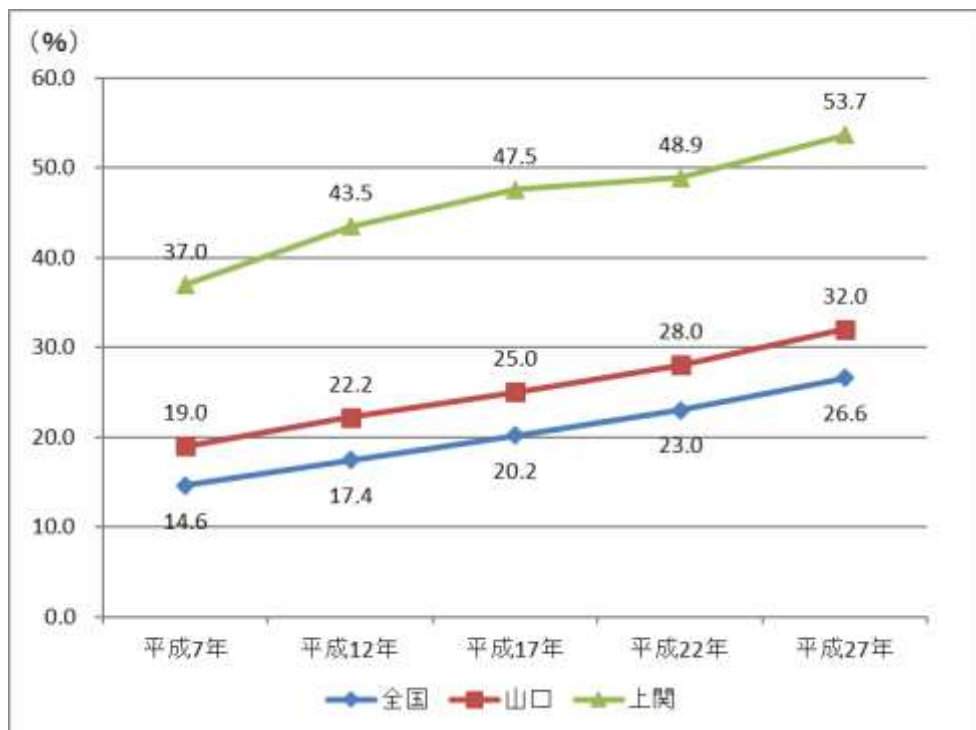
資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 高齢化率の推移

本町の高齢化率を推移で見ると、年々増加しており平成7年には37.0%でしたが、平成27年には53.7%まで増加しています。また、どの年も国・山口県より高齢化率が高くなっています。



資料：国勢調査

2 障がい者の現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

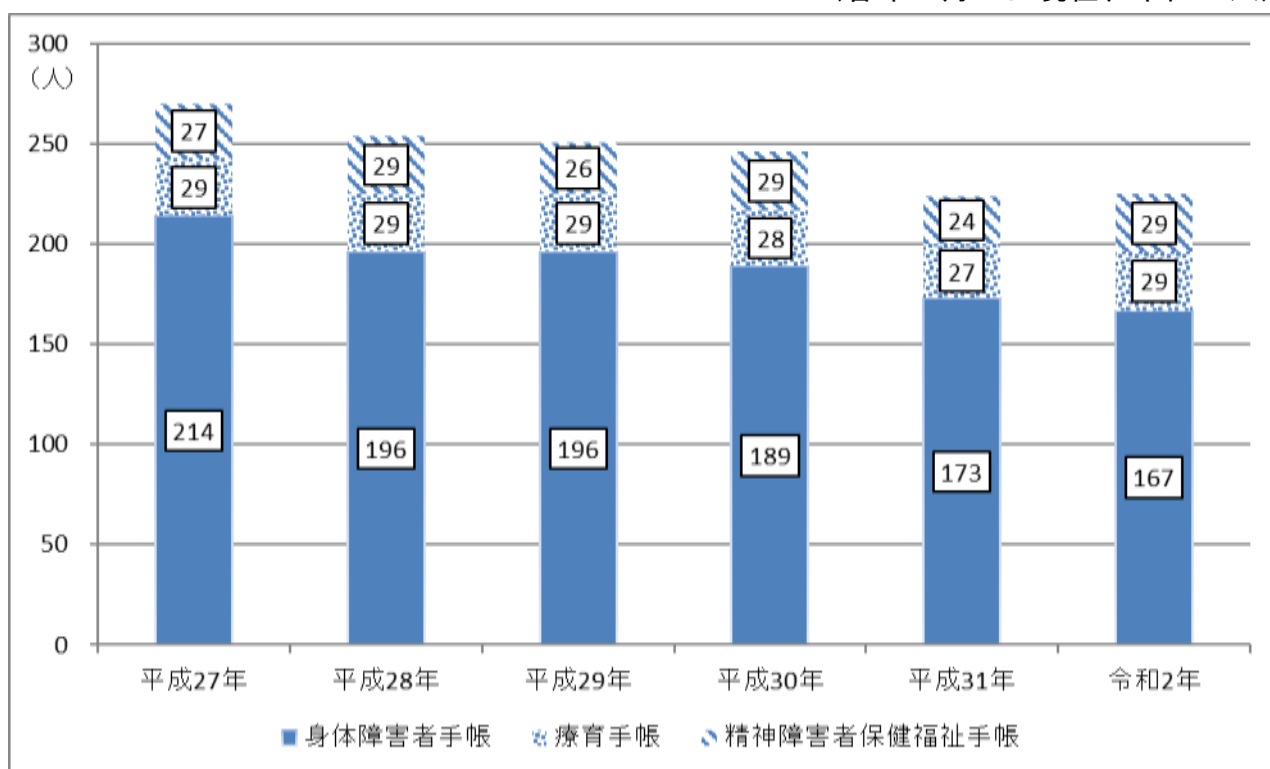
令和2年4月1日現在の障害者手帳所持者数は、合計225人(重複含む)で総人口に対する割合は8.5%となっています。

障害者手帳の内訳は身体障害者手帳が167人、療育手帳(知的障がい者)が29人、精神障害者保健福祉手帳が29人となっています。

本町の障害者手帳所持者数は若干の減少傾向にあります。

総人口に対する割合は年々横ばいに推移しています。

(各年4月1日現在、単位：人)



(各年4月1日現在、単位：人、%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
障害者手帳所持者数	270	254	251	246	224	225
身体障害者手帳	214	196	196	189	173	167
療育手帳	29	29	29	28	27	29
精神障害者保健福祉手帳	27	29	26	29	24	29
総人口	3,151	3,002	2,901	2,829	2,730	2,642
割合	8.6	8.5	8.7	8.7	8.2	8.5

(2) 高齢化の状況

令和2年4月1日現在の障害者手帳所持者数のうち、65歳以上の合計は162人(重複含む)で障害者手帳所持者数に対する割合は72.0%となっています。また、内訳は下表のとおりです。

区 分		令和2年4月1日
身体障害者手帳	手帳所持者数(65歳以上)	139人
	65歳以上の割合	83.2%
療育手帳	手帳所持者数(65歳以上)	8人
	65歳以上の割合	27.6%
精神障害者保健福祉手帳	手帳所持者数(65歳以上)	15人
	65歳以上の割合	51.7%
合 計	手帳所持者数(65歳以上)	162人
	65歳以上の割合	72.0%

3 アンケート調査

(1) 調査対象

令和2年10月1日現在の障害福祉サービス支給決定者28人に実施しました。

(2) 調査方法

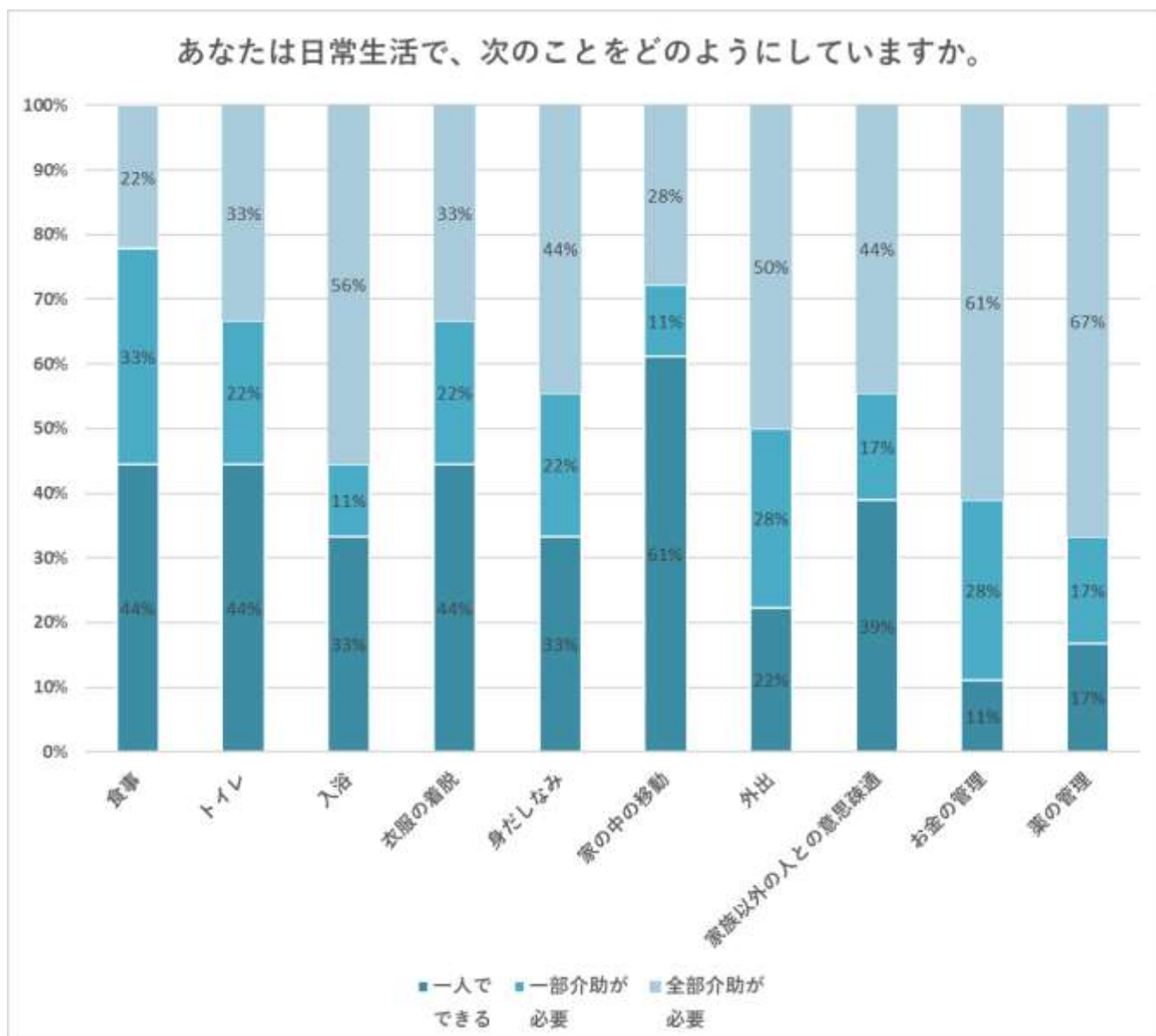
無記名回答方式でアンケートを対象者に郵便で送付し、郵送で回収する方法により実施しました。回答は障がい者本人が行うことを原則とし、記入が困難な場合は家族等が本人に代わって記入して良いこととしました。

(3) 回収状況

	対象者数	回答者数	回答率
施設利用者	17人	14人	82.4%
在宅者	11人	5人	45.5%
計	28人	19人	67.9%

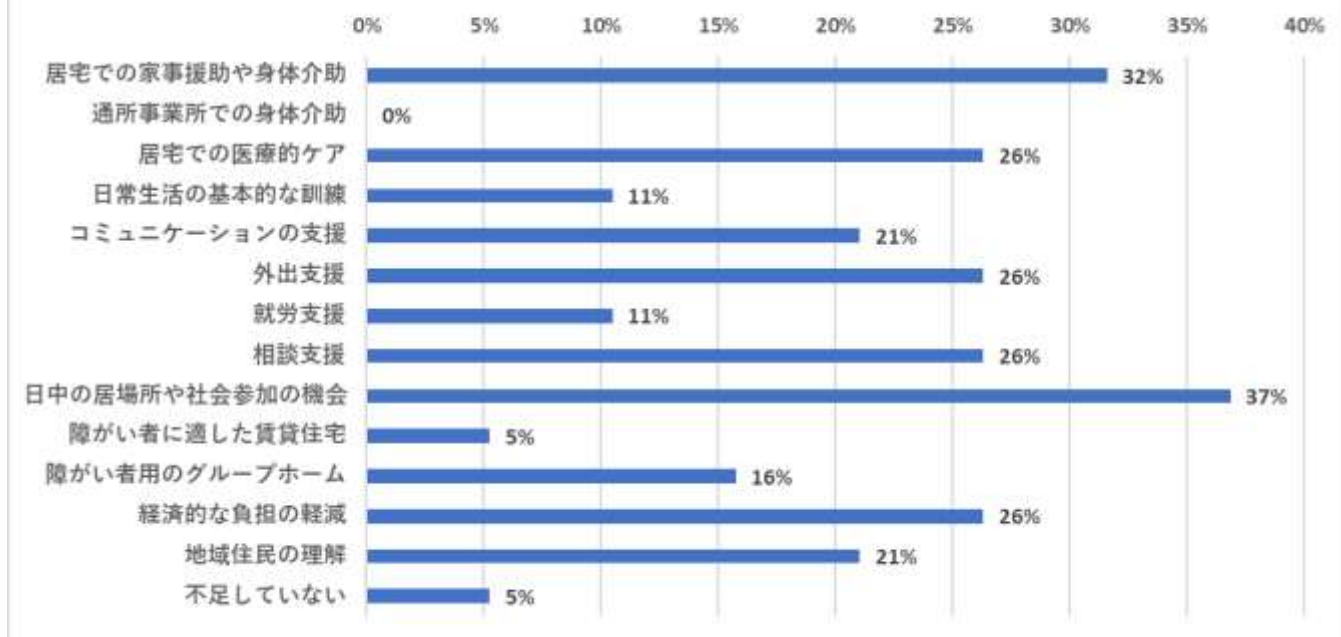
(4) アンケート調査結果

① 住まいや暮らしについて



日常生活の中で、「お金の管理」、「薬の管理」、「外出」、「入浴」、「身だしなみ」の介助を必要としている人の割合が高い。特に「薬の管理」、「お金の管理」は全面介助を必要とする割合が高い。

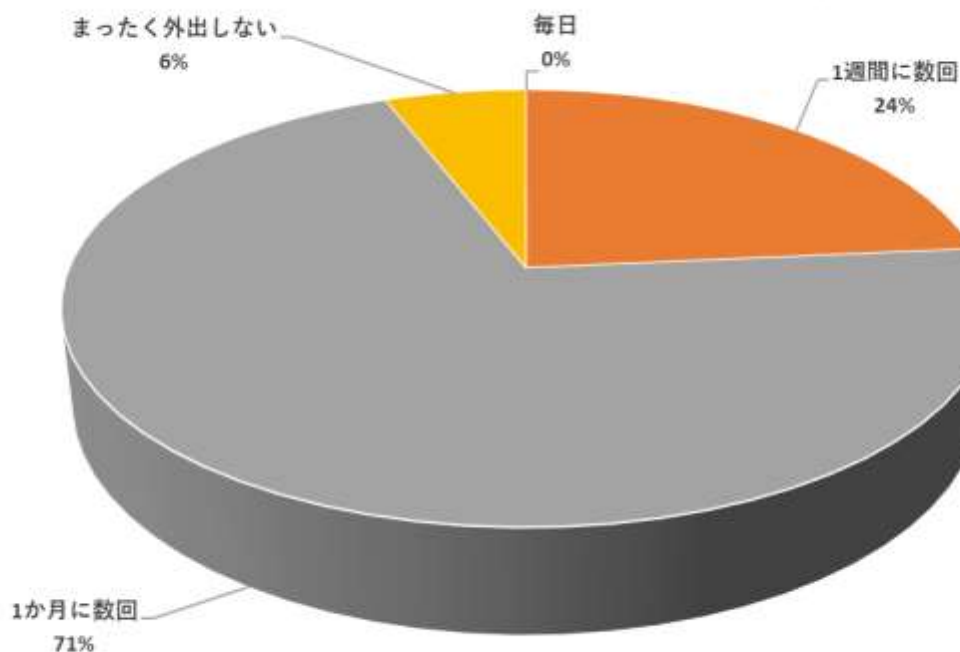
あなたは地域で生活していくためには、どのような支援などが不足していると思いますか。

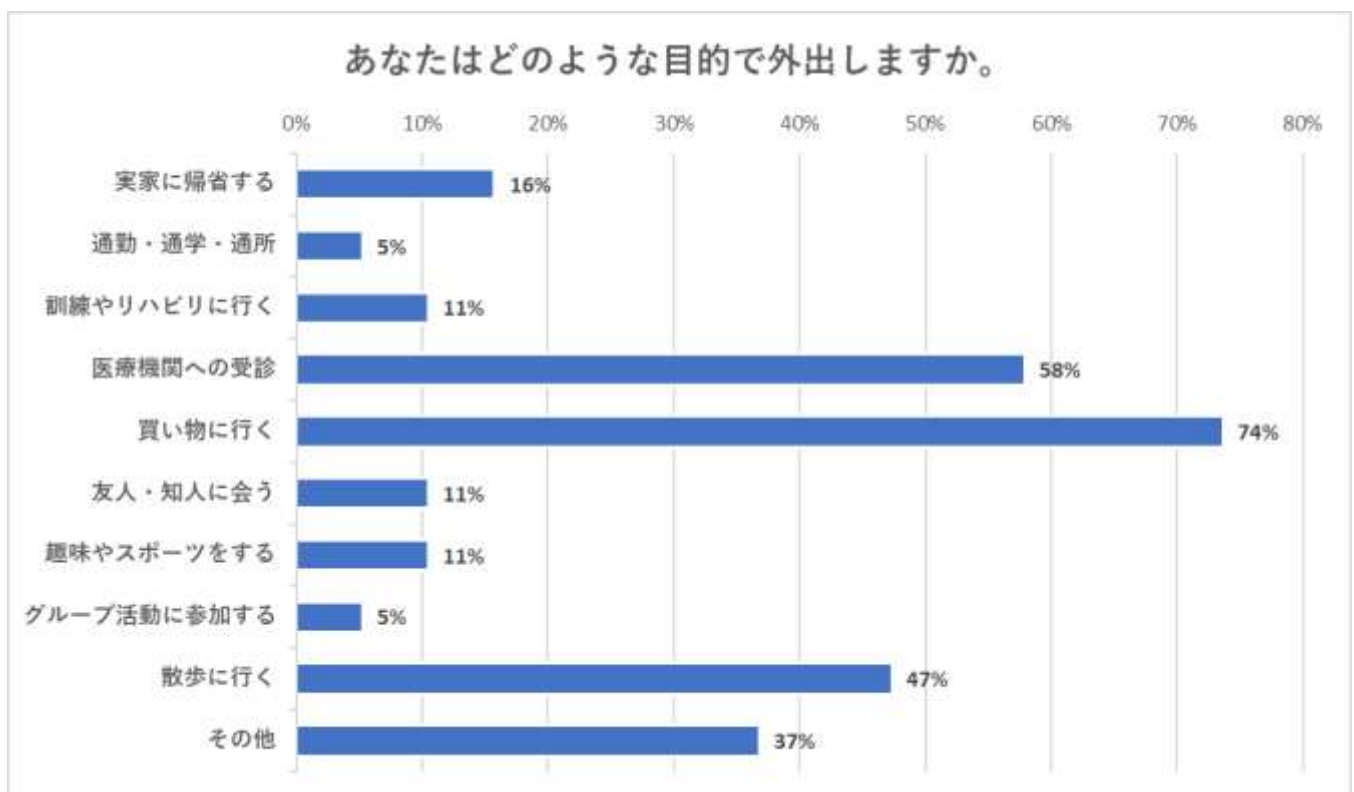
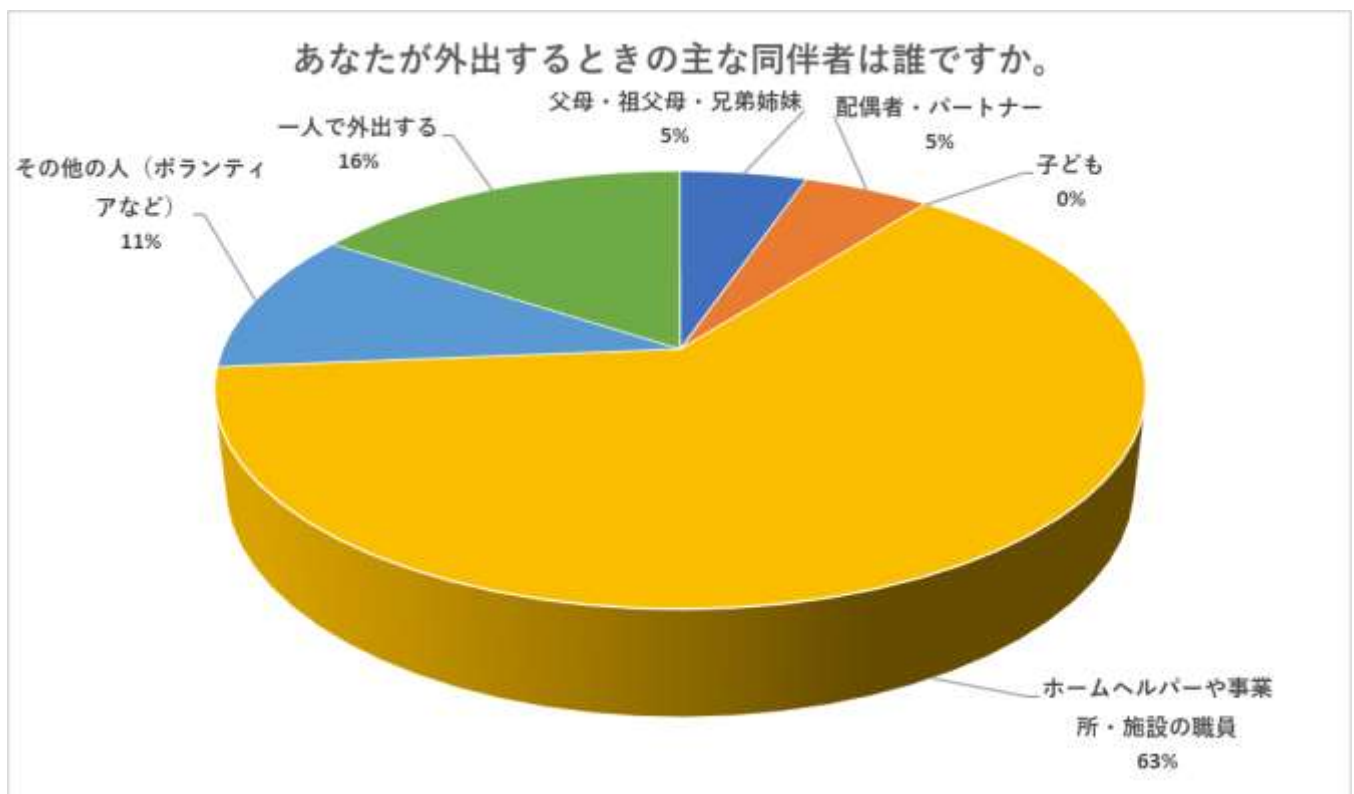


「日中の居場所や社会参加の機会」、「居宅での家事援助や身体介助」が不足していると考えている人が多い。

② 日中活動や就労について

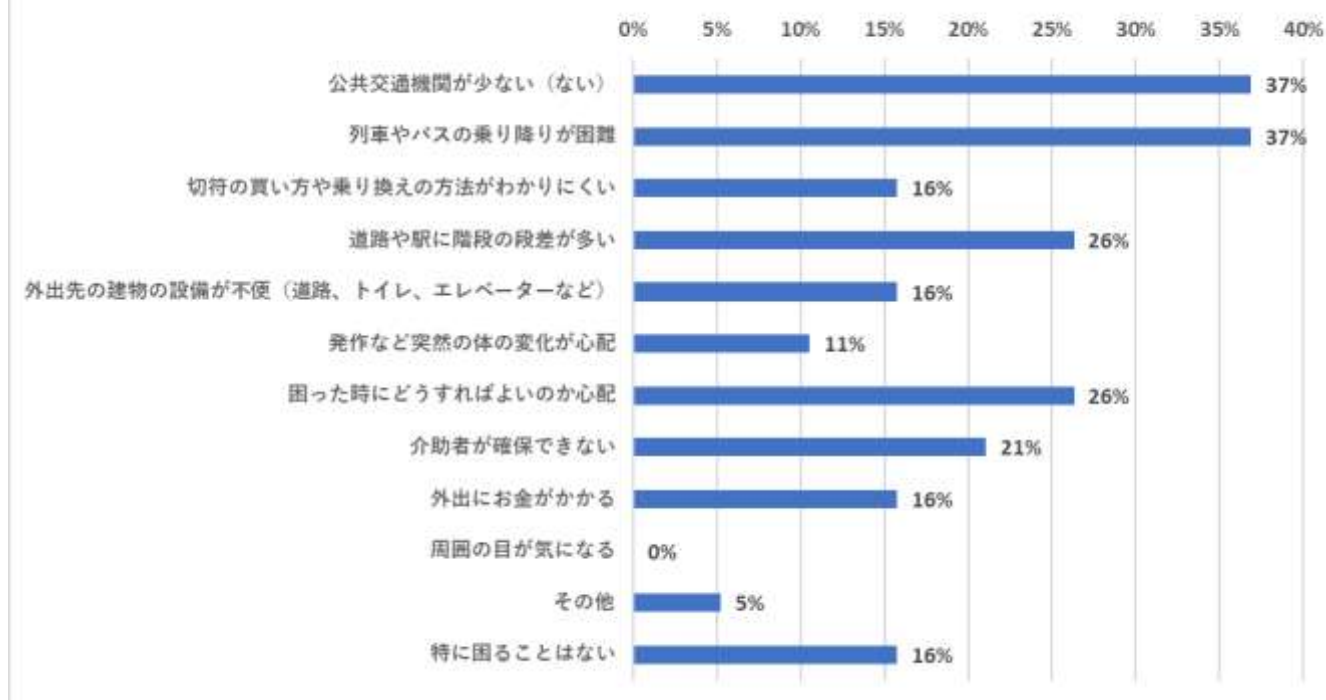
あなたは1か月にどの程度外出しますか。





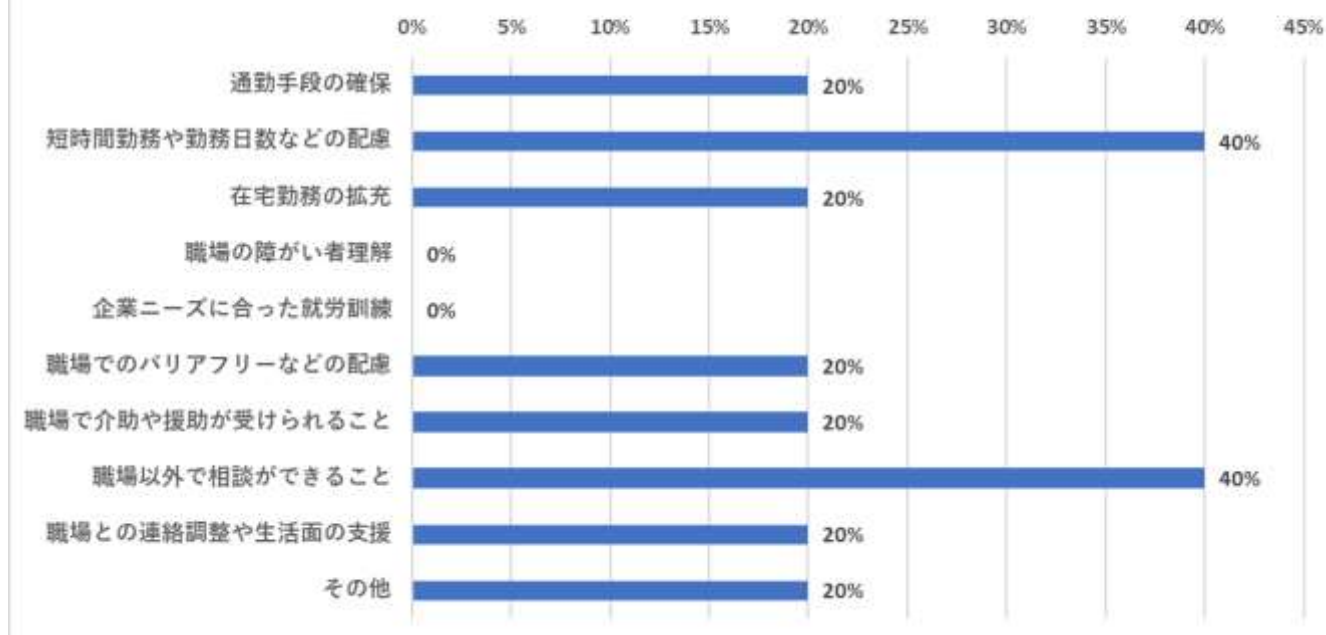
外出の頻度では、「1か月に数回」が最も多く、外出の同伴者では、「ホームヘルパーや事業所・施設の職員」が最も多い。外出の目的は、「買い物に行く」が最も多く、次に「医療機関への受診」が多い。

外出するときに困ることは何ですか。



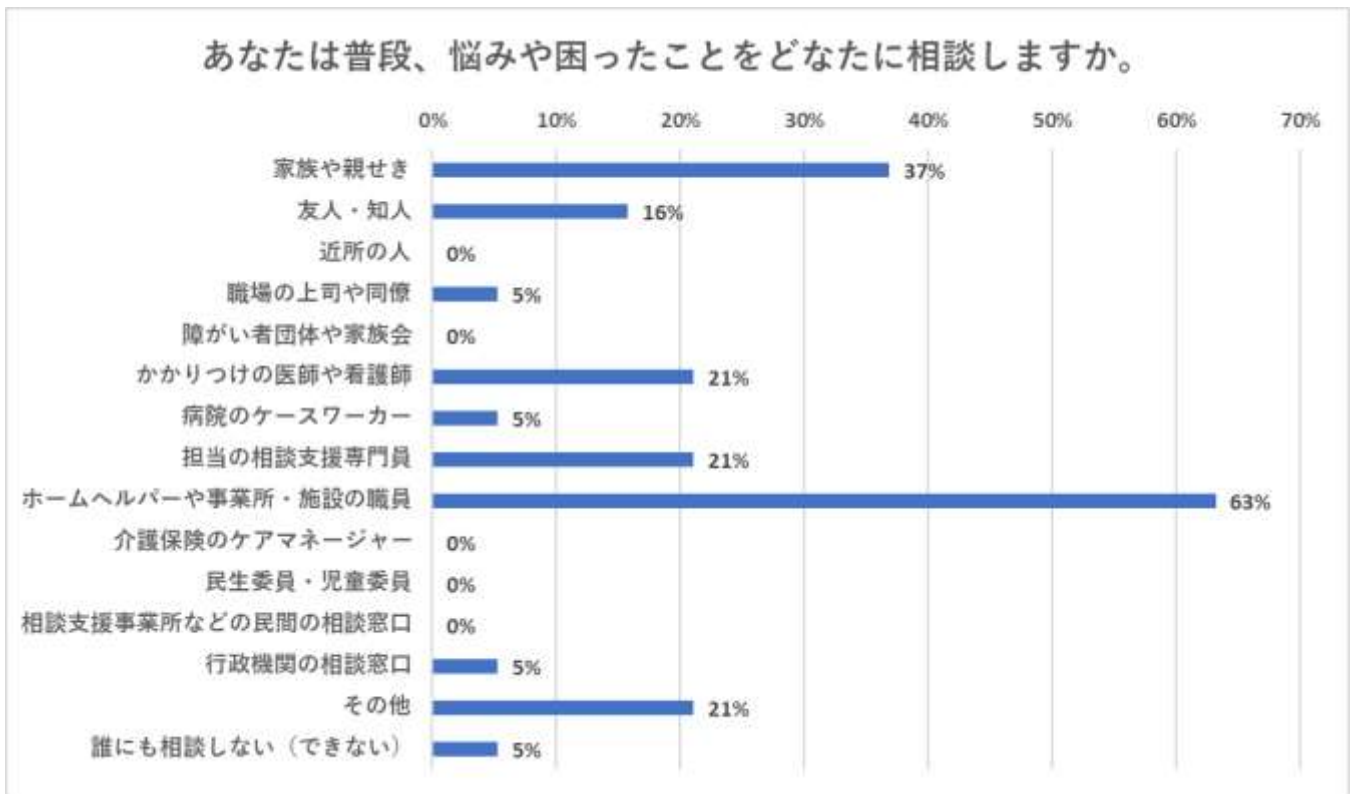
外出するときに困ることとして、「公共交通機関が少ない（ない）」、「列車やバスの乗り降りが困難」と考えている人が多い。

あなたは障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

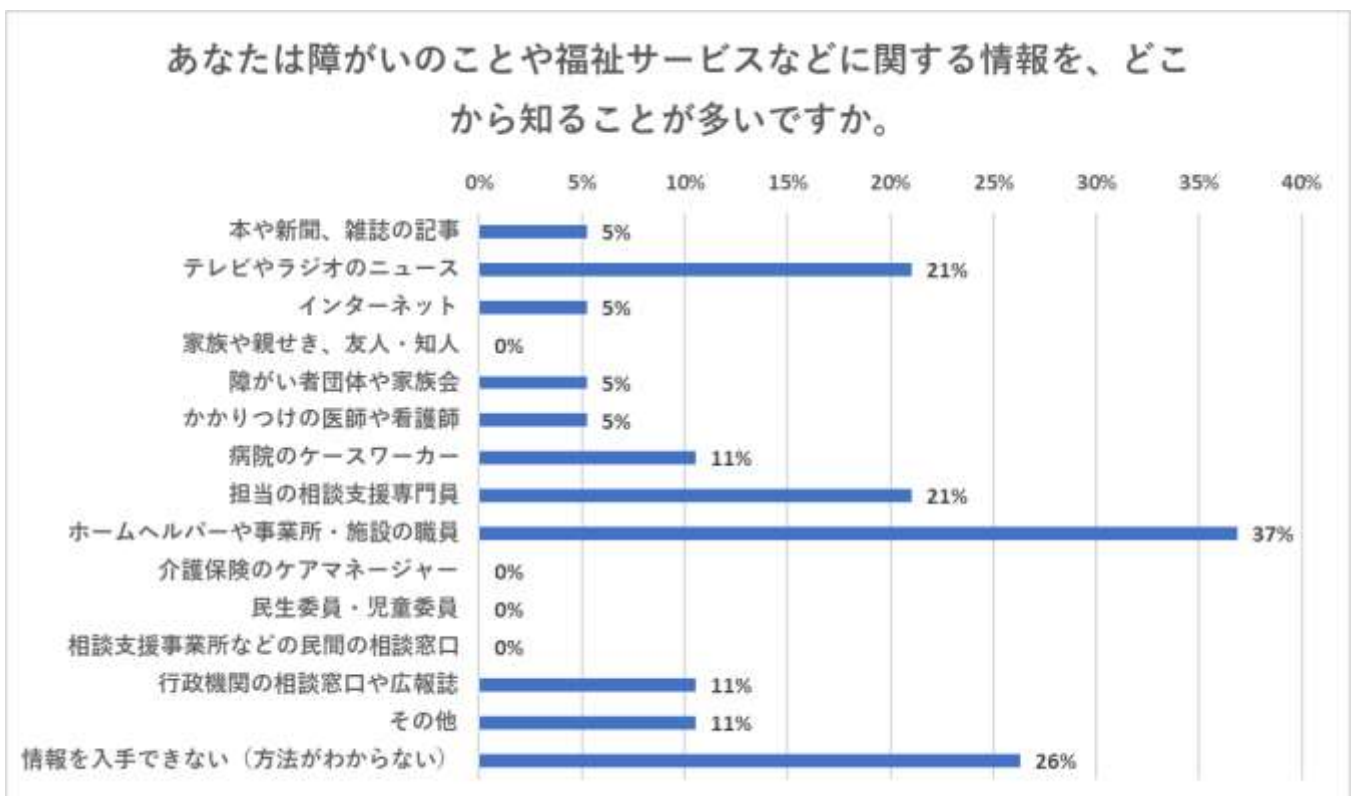


「短時間勤務や勤務日数などの配慮」、「職場以外で相談ができること」が必要だと考えている人が多い。

③ 相談相手について

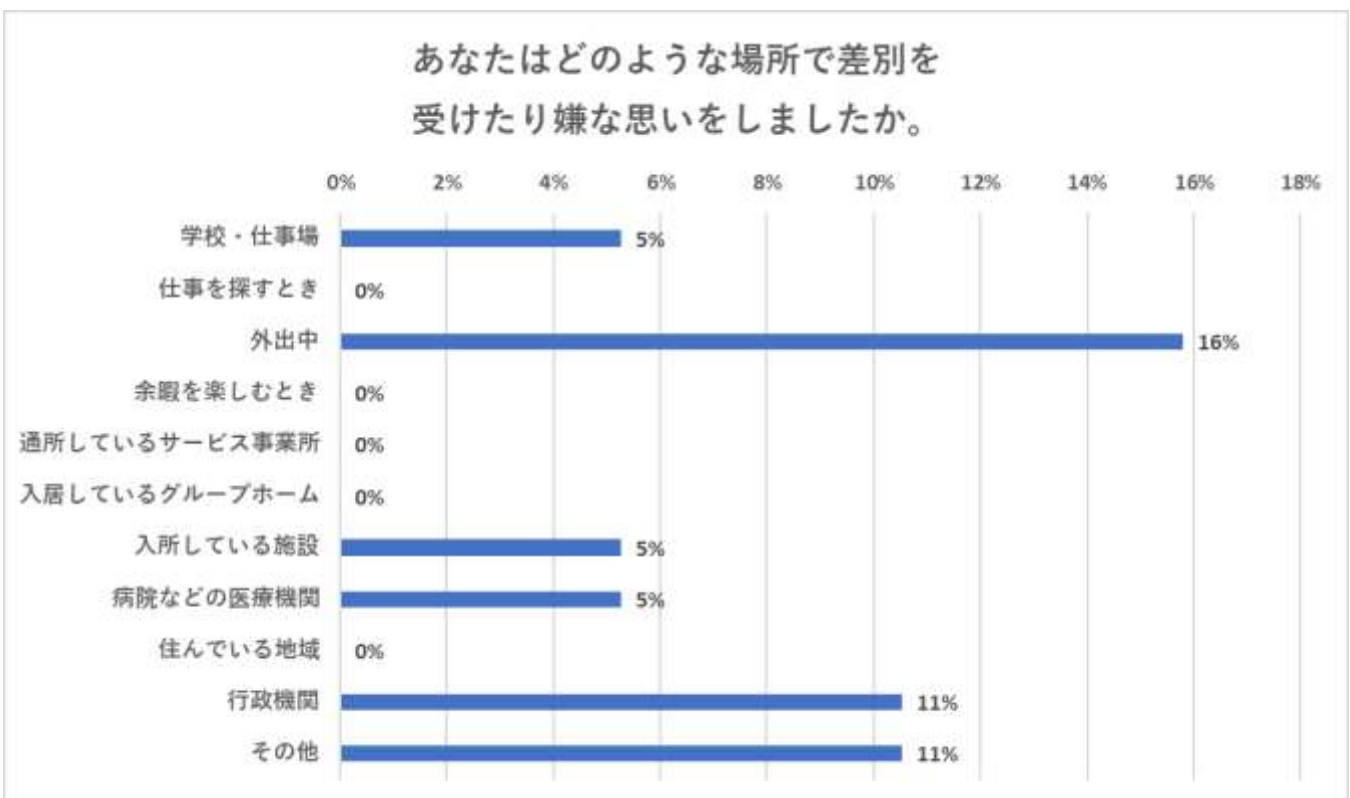
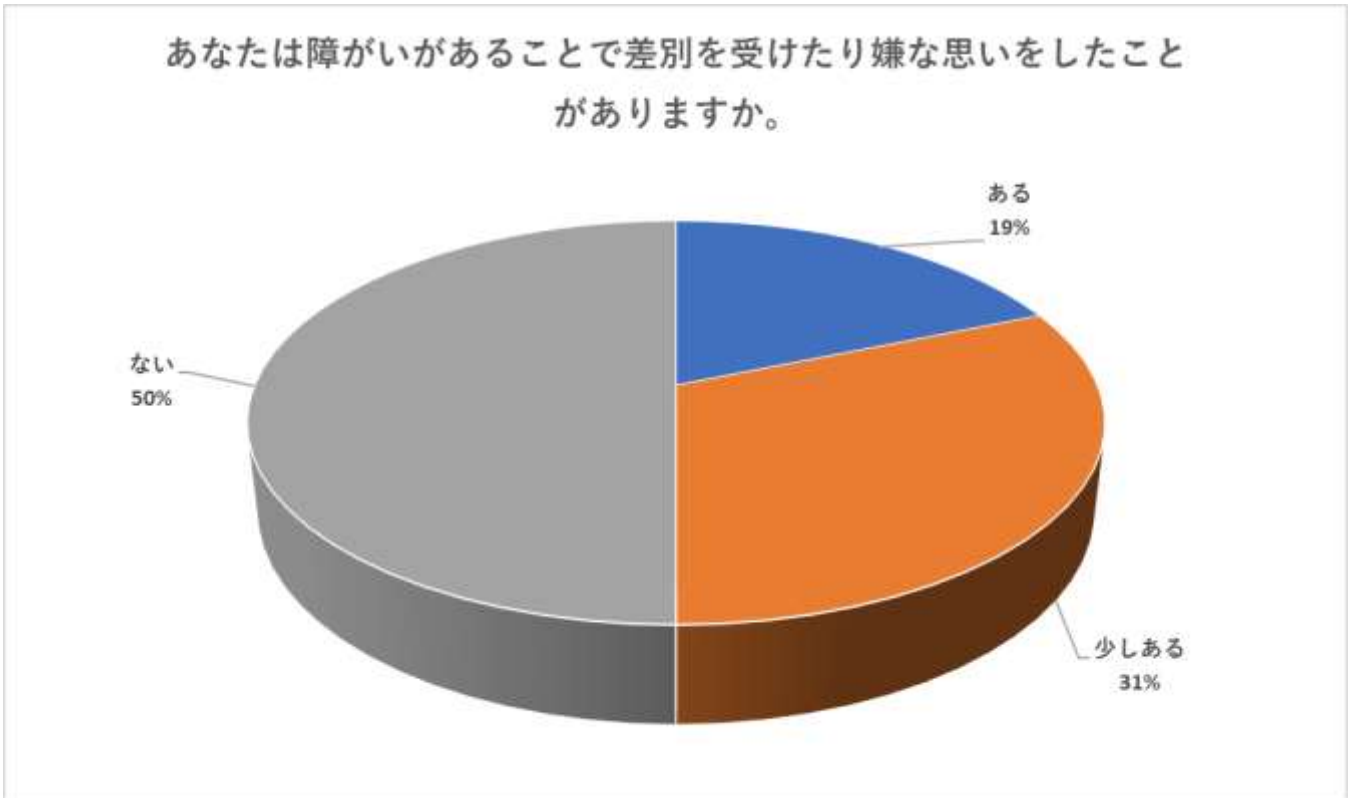


「ホームヘルパーや事業所・施設の職員」が最も多く、次に「家族や親せき」が多い。一方、「誰にも相談しない（できない）」と回答した人もいる。

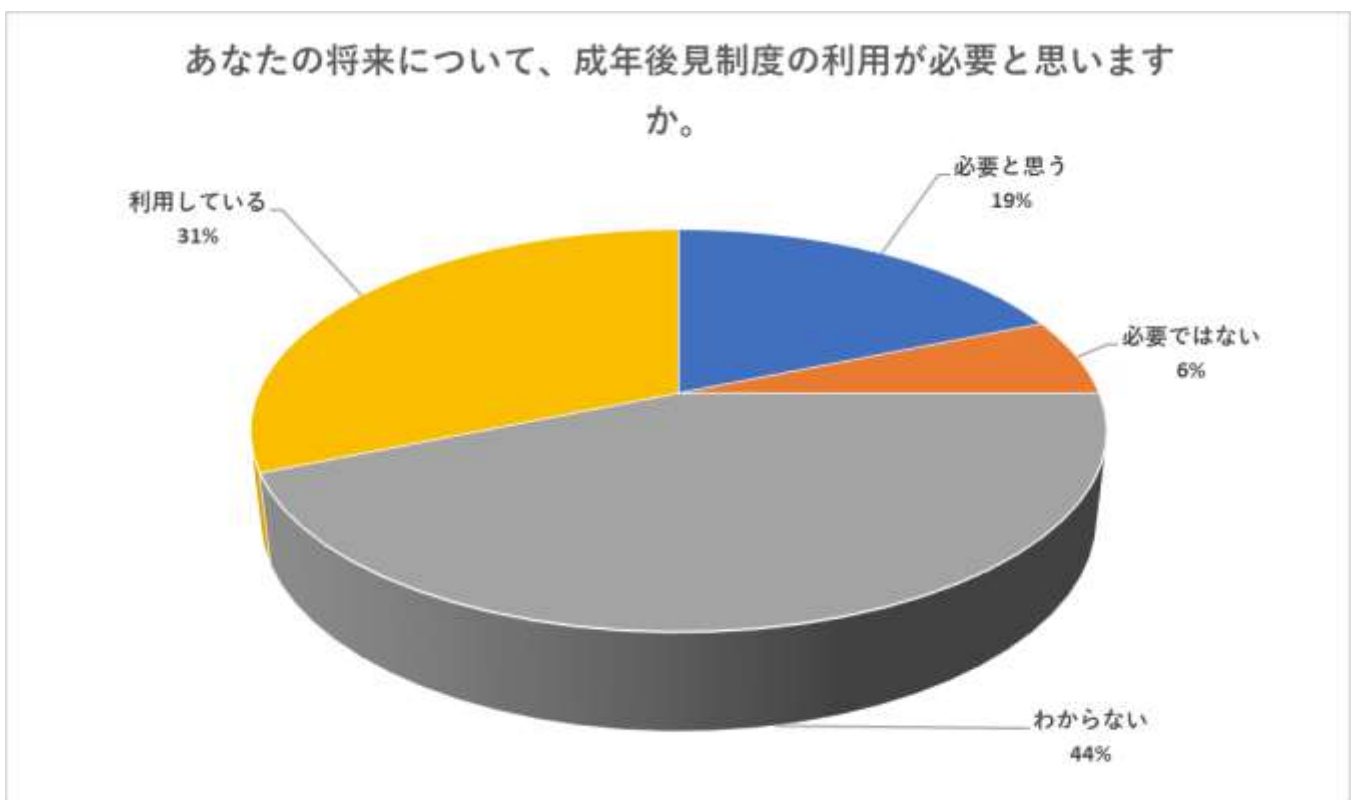
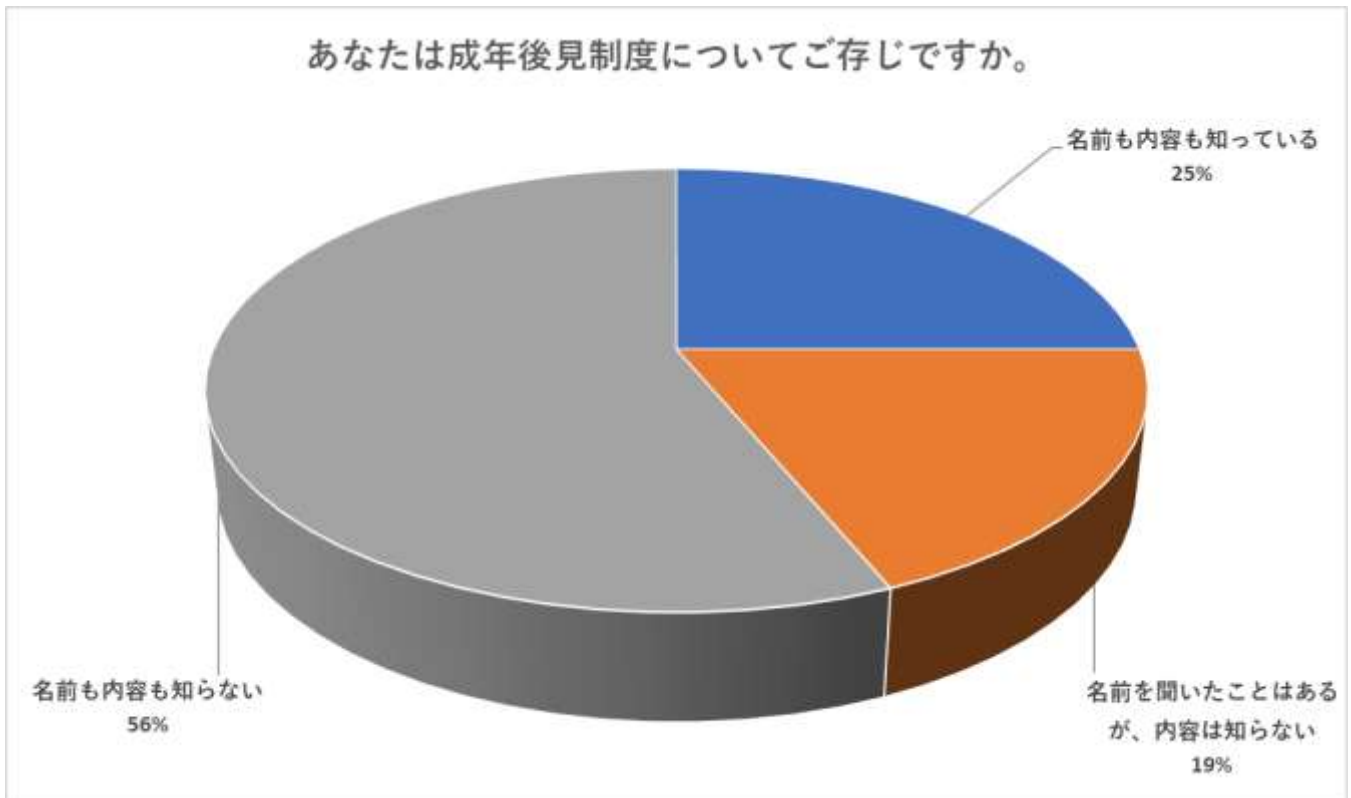


「ホームヘルパーや事業所・施設の職員」が最も多い。一方、「情報を入手できない（方法がわからない）」と回答した人が次に多い。

④ 権利擁護について



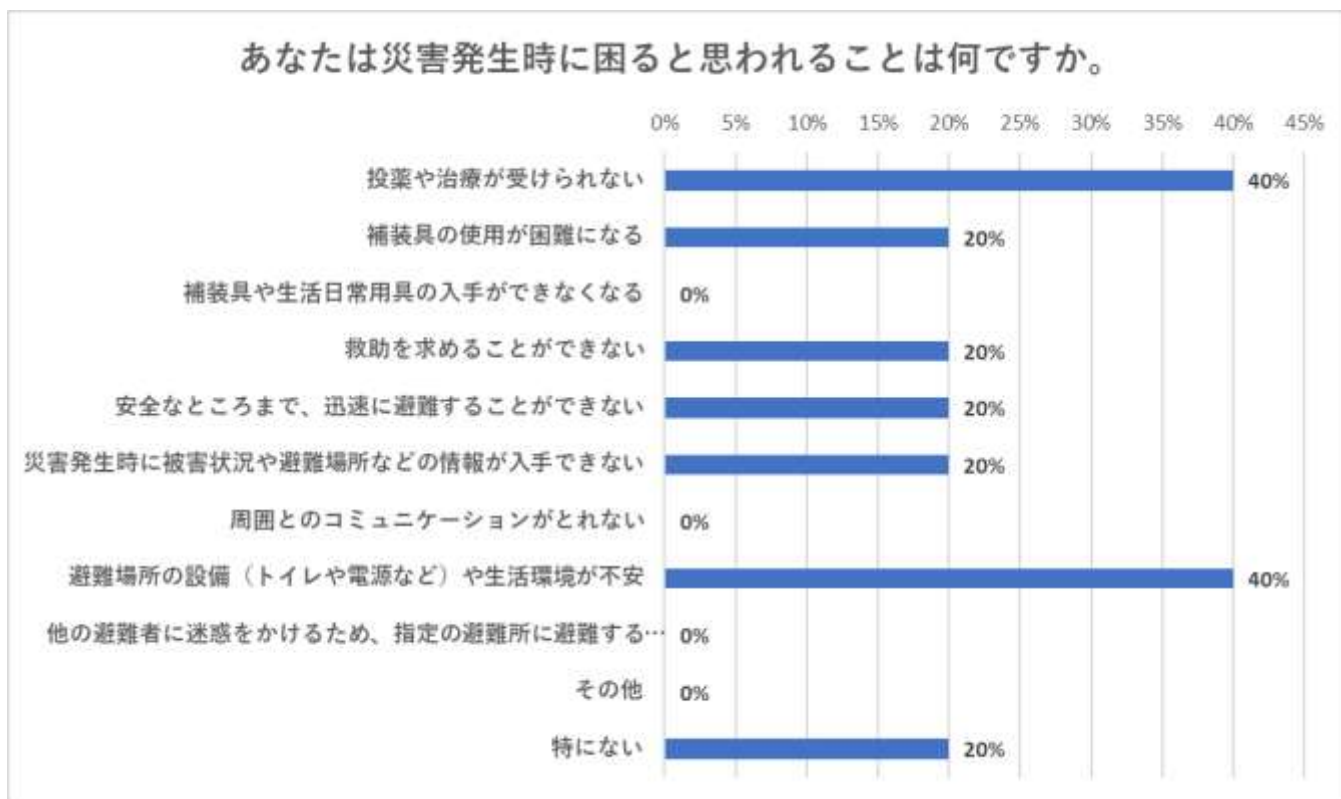
障がいがあることで、差別や嫌な思いを経験した人の割合は半数で、差別や嫌な思いをした場所は、「外出中」が最も多く、次に「行政機関」が多い。



成年後見制度について、「名前も内容も知らない」と回答した人が半数以上となっている。

また、「利用している」と回答した人が31%いる一方、「わからない」と回答した人が44%いる。

⑤ 災害時の避難等について



災害発生時に困ることとして、「投棄や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレや電源など）や生活環境が不安」と考えている人が多い。

4 平成30年度から令和2年度までの実績

(1) 成果目標の達成状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成28年度末時点の施設入所者数のうち1人が令和2年度末までに地域生活に移行することを目標としています。令和元年度末時点の地域生活移行者数は0人で未達成となっています。

また、令和2年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から1人削減することを目標としています。令和元年度末時点の施設入所者数の削減は0人で未達成となっています。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者による情報共有や協議等の場を設置することを目標としています。令和元年度末時点で未設置となっています。

③ 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、令和2年度末までに町または圏域単位で少なくとも1つを整備することを目標としています。令和元年度末時点で未整備となっています。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

令和2年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数、令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数については、平成28年度末実績が0人のため、数値目標はありません。

また、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所については、当町に就労移行支援事業所がないため、数値目標はありません。

また、令和元年度の就労定着支援事業利用による1年後職場定着率については、就労定着支援事業利用者がいないため、達成状況を判断できません。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

令和2年度末までに圏域単位で児童発達支援センターを1カ所設置することを目標としています。すでに設置されていましたが、令和2年度に廃止となっています。

また、令和2年度までに圏域単位で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標としています。令和元年度末時点で構築済となっています。

また、令和2年度末までに圏域単位で主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保できる体制を整備することを目標としています。令和元年度末時点で未整備となっています。

また、医療的ケア児支援のため、平成30年度末までに町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有や協議等の場を設置することを目標としています。令和元年度末時点で未設置となっています。

(2) 障害福祉サービス等の利用実績

令和2年度は10月サービス分までの実績です。

【訪問系サービス】

(月平均、単位：人、時間)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	利用時間	人数	利用時間	人数	利用時間
居宅介護	計画	3	33	4	44	4	44
	実績	2	39	1	35	1	35
重度訪問介護	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
同行援護	計画	1	10	1	10	1	10
	実績	0	0	0	0	0	0
行動援護	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
計	計画	4	43	5	54	5	54
	実績	2	39	1	35	1	35

【日中活動系サービス】

(月平均、単位：人、人日)

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数
生活介護	計画	15	326	16	348	17	370
	実績	13	276	14	299	14	309
自立訓練(機能訓練)	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	計画	2	40	2	40	2	40
	実績	4	102	2	50	2	50
就労移行支援	計画	0	0	1	20	1	20
	実績	0	1	0	2	0	0
就労継続支援A型	計画	1	20	1	20	1	20
	実績	1	17	2	30	1	26
就労継続支援B型	計画	3	64	4	85	4	85
	実績	3	63	4	77	4	64
就労定着支援	計画	0	—	1	—	1	—
	実績	0	—	0	—	0	—
療養介護	計画	4	—	4	—	4	—
	実績	4	—	4	—	4	—
短期入所(福祉型)	計画	0	0	0	0	1	5
	実績	0	0	0	0	0	0

短期入所（医療型）	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

【居住系サービス】

（月平均、単位：人）

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	人数	人数	人数		
自立生活援助	計画	0	0	0	1		
	実績	0	0	0	0		
共同生活援助	計画	4	4	5			
	実績	3	4	4			
施設入所支援	計画	15	16	17			
	実績	13	13	13			

【相談支援】

（月平均、単位：人）

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	人数	人数	人数		
計画相談支援	計画	34	37	38			
	実績	4	6	4			
地域移行支援	計画	0	0	0			
	実績	0	0	0			
地域定着支援	計画	0	0	0			
	実績	0	0	0			

【障害児支援】

（月平均、単位：人、人日）

区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数
児童発達支援（福祉型）	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
児童発達支援（医療型）	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	計画	2	28	1	14	1	14
	実績	2	23	1	3	0	0
保育所等訪問支援	計画	0	0	0	0	1	2
	実績	0	0	0	0	1	1
居宅訪問型児童発達支援	計画	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	計画	2	—	1	—	1	—
	実績	1	—	0	—	0	—
医療的ケア児 コーディネーター	計画	0	—	0	—	1	—
	実績	0	—	0	—	0	—

(3) 地域生活支援事業の実施状況等

令和2年度は12月までの実績です。

【理解促進研修・啓発事業】

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 施 の 有 無	計画		有	有	有
	実績		有	有	有

【自発的活動支援事業】

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 施 の 有 無	計画		無	無	無
	実績		無	無	無

【相談支援事業】

障害者相談支援事業

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 施 箇 所 数	計画		3	3	3
	実績		3	3	3
基幹相談支援センターの設置の有無	計画		無	無	無
	実績		無	無	無

基幹相談支援センター等機能強化事業

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 施 の 有 無	計画		有	有	有
	実績		有	有	有

住宅入居等支援事業

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 施 の 有 無	計画		無	無	無
	実績		無	無	無

【成年後見制度利用支援事業】

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 利 用 者 数	計画		2	2	2
	実績		0	1	0

【成年後見制度法人後見支援事業】

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 施 の 有 無	計画		無	無	無
	実績		無	無	無

【意思疎通支援事業】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
実	利	用	件	数	計画	1	1	1
					実績	0	0	0

手話通訳者設置事業

区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
実	設	置	者	数	計画	0	0	0
					実績	0	0	0

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具

区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
給	付	等	件	数	計画	1	1	1
					実績	0	0	0

自立生活支援用具

区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
給	付	等	件	数	計画	1	1	1
					実績	0	1	0

在宅療養等支援用具

区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
給	付	等	件	数	計画	1	1	1
					実績	0	0	0

情報・意思疎通支援用具

区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
給	付	等	件	数	計画	1	1	1
					実績	0	0	0

排泄管理支援用具

区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
給	付	等	件	数	計画	120	120	120
					実績	131	126	108

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度			
給	付	等	件	数	計画	1	1	1
					実績	0	0	1

【手話奉仕員養成研修事業】

区	分		平成30年度	令和元年度	令和2年度							
実	養	成	講	習	修	了	者	数	計画	1	1	1
									実績	0	0	0

【移動支援事業】

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 利 用 者 数	計画		3	3	3
	実績		3	3	2
延 べ 利 用 時 間 数	計画		105	105	70
	実績		128	116	48

【地域活動支援センター】

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 施 箇 所 数	計画		1	1	1
	実績		1	1	1
実 利 用 者 数	計画		1	1	1
	実績		7	5	—

【日中一時支援事業】

区 分			平成30年度	令和元年度	令和2年度
実 利 用 者 数	計画		1	1	1
	実績		1	1	1
延 べ 利 用 回 数	計画		150	150	150
	実績		161	151	109

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国の障害者基本計画（第4次）、県のやまぐち障害者いきいきプラン（2018～2013）を踏まえ、次のとおりとします。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

2 基本的視点

（1）社会的障壁の除去

障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティに配慮することにより、障がいのある人の社会への参加が実質的なものとなるよう支援します。

（2）当事者本位の総合的・分野横断的な支援

障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点から、障がいのある人が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、雇用等の関係機関等との連携により施策を総合的に展開し、切れ目のない支援が行えるよう努めます。また、支援に当たっては、障がいのある人の家族をはじめとする関係者への支援も重要であることに留意します。

（3）障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がいのある人の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。特に、障がいのある女性や障害のある子ども、障がいのある高齢者等の、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対しては、人材育成を通じたきめ細かい配慮による支援が求められることに留意します。

3 施策体系

施策分野	基本的な推進方向
1 広報・啓発と権利擁護の推進	(1) 権利擁護の推進 (2) 障がい者虐待防止・対応 (3) 心のバリアフリー
2 生活支援の充実	(1) 地域生活移行支援 (2) 在宅生活支援 (3) 相談支援 (4) 保健・医療体制の整備
3 教育・療育の推進	(1) 早期発見・療育体制・相談体制の整備 (2) 一人ひとりの障がいや特性に応じた教育の推進
4 雇用・就労・社会参加の促進	(1) 適性と能力に応じた就労の機会の確保 (2) 生涯学習活動支援 (3) 意思疎通支援 (4) 移動支援
5 生活環境の整備	(1) 建築物等のバリアフリー (2) 防災対策の強化

第4章 施策の具体的推進方向

1 広報・啓発と権利擁護の推進

【現状と課題】

「共に生きる社会」を実現するには、障がい者施策について、幅広く市民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政をはじめ、多様な主体との連携による幅広い広報、啓発を効果的に推進する必要があります。特に子どもの頃から可能な限り自然なかたちで様々な障がいについての理解と認識を深める取り組みを通じて、誰もが障がいを特別視することのない「心のバリアフリー」の推進が求められています。

また、障がいを理由とする差別の解消や雇用における差別の禁止を推進するとともに、障がいのある方の虐待の防止等、障がいのある方の権利擁護のための取り組みが必要です。さらには、障がいのある方が適切な配慮が受けられるよう、行政機関の職員等における障がいのある方の理解の促進や障がいのある方の社会活動の推進に不可欠なボランティア活動の推進に積極的に取り組んでいくことが大切です。

【施策の推進方向】

(1) 権利擁護の推進

・地域福祉権利擁護事業の支援

障がい者等が日常生活を営むうえで、身のまわりのことが十分できなかつたり、お金の管理に不安を抱えていたりする場合等の不安を軽減し、地域で安心して暮らせる支援として、社会福祉協議会の実施する地域福祉権利擁護事業の普及に努めます。また、福祉事業所等と連携し権利擁護の支援に努めます。

・成年後見制度の啓発・普及

知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でないために意思決定が困難な障がい者の判断能力を補い、本人が損害や被害を受けないよう支援する成年後見制度の普及啓発に努めます。

(2) 障がい者虐待防止・対応

・障がい者虐待通報への理解

障がい者等と接する家族、福祉関係者やボランティア、事業者等に対し、障がい者虐待についての理解促進と通報の重要性について啓発を行います。

・虐待の早期発見・早期対応・安全確保

虐待の早期発見や迅速な対応のため、警察、医療機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等関係機関等の連携体制を強化します。また、障がい者虐待に関する通報等の中には、生命に関わる緊急的な事態もあると予測され、一刻を争う対応が必要な場合があります。緊急保護措置が必要な場合は、障がい者等の安全確保を最優先として取り組みます。

(3) 心のバリアフリー

- ・ 広報・啓発の推進

障がいに関する正しい理解と認識を深めるため、広報等を通じて障がいや障がい者等に関する情報提供に努めます。

- ・ 学校教育等における福祉教育の推進

お互いの立場や心情を思いやり、助け合えるようなやさしい心を育むために、保育園、小中学校等において、福祉教育の充実に努めます。

- ・ 社会教育等における福祉教育の推進

障がいや障がい者等に対する理解を深めるため、生涯学習等の場を通じて啓発を行います。また、社会福祉協議会や各種ボランティア団体との連携を図り、より活発なボランティア活動が展開されるよう努めます。

2 生活支援の充実

【現状と課題】

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて、また、障がいのある方が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすため、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう総合的な支援を行う必要があります。

また、障がいのある方が、身近な地域において、保健・医療サービス等を受けることができるような提供体制の構築や障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供が求められています。

【施策の推進方向】

(1) 地域生活移行支援

- ・入所施設の活用と充実

短期入所、セーフティネットとしての機能等、地域生活を支える拠点としての活用を推進します。また、在宅生活が困難な障がい者等に対し、引き続き施設入所や日中活動サービスが提供できるよう努めます。

- ・自立訓練、生活訓練、就労訓練通所支援の充実

様々な自立を目指す障がい者等に対し、個別ニーズに対応できるサービスが提供できるよう努めます。

- ・グループホーム等の整備促進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活を行う住居をいう。）の充実を図ります。また、障がい者やその家族に対し、「親亡き後の生活」に備えた生活の場の一つとして、グループホームの周知に努めます。

- ・一般就労への移行に向けた支援の充実

就労移行支援事業や就労継続支援事業等を利用し、一般就労等に必要な知識、能力が高まった障がい者に対して、一般就労等に向けた支援及び定着を促す支援を推進します。

(2) 在宅生活支援

- ・訪問系サービスの充実

居宅介護等のサービスは、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活を支援するサービスです。そのため障がいの種類にかかわらず、必要としている人が必要なサービスを利用できるようにサービス提供体制の充実に努めます。

- ・日中活動系サービスの充実

日中活動系サービスは、昼間の活動を支援するサービスで、地域で社会生活をするために必要な訓練や就労の支援を行います。障がい者等の状況に応じたサービスを提供するために日中活動系サービスの充実に努めます。

- ・住宅改修費の助成
段差などにより日常生活に支障のある障がい者等に対し、手すりの購入費や住宅改修に要する工事費を助成します。
- ・補装具・日常生活用具の給付
日常生活上の便宜を図るため、補装具や日常生活用具の適切な給付に努めます。
- ・日中一時支援事業の実施
障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担の軽減を支援します。

(3) 相談支援

- ・相談支援の充実
障がい者等からの相談に応じ、情報を提供し、専門機関を紹介するなどの事業を行う障がい者相談事業を実施しています。いつでも安心して利用できる相談支援・情報提供の体制づくりを進め、事業の強化に努めます。
- ・地域自立支援協議会の機能強化
支援体制づくりの中核的な役割を果たす、上関町地域自立支援協議会で、相談支援事業の実施や地域の障がい福祉に関するシステムづくりを協議します。
また、柳井圏域地域自立支援協議会との連携を図り、相談体制の強化に努めます。

(4) 保健・医療体制の整備

- ・健診・相談体制の充実
健康診査等の保健事業を充実し、疾病の重症化・合併症の予防を推進します。
また、健康相談等を通じて生活習慣病の改善を図るとともに、正しい知識の普及に努め、予防や軽減対策を推進します。
- ・医療費等の助成
自立支援医療費、療養介護医療費、重度心身障害者医療費等の制度により、医療費を助成することで経済的な負担を軽減し、適切な治療につなげます。
- ・保健・医療・福祉の連携強化
障がいの原因となる疾病等の予防や障がいの早期発見・早期治療を推進し、適切な保健・医療サービスとの連携強化を図り、一体的なサービスの提供ができる体制を構築します。

3 教育・療育の推進

【現状と課題】

障がいのある児童の健やかな発育を促し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共に生きる社会の実現が求められています。そのため、障がいのある児童が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童とともに受けることができる仕組みを構築し、各種支援を実施していく必要があります。

また、障がいのある児童や発達に不安のある児童については、できるだけ早期に必要な療育を行うことにより、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上が期待できます。障がいの早期発見・早期療育のための体制の整備を進めるとともに、身近な地域において療育や疾病の予防・治療に関する相談を受けることができるよう、相談・支援体制の充実が必要です。

【施策の推進方向】

(1) 早期発見・療育体制・相談体制の整備

・相談支援体制の充実

不安を抱える保護者等へ適切な支援が行われるよう、相談支援等を通じて療育や支援の情報提供に努めます。

乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携して、相談や支援の情報を共有し、途切れることのない支援の実現に努めています。

・母子保健事業における対策

乳幼児健康診査や家庭訪問等、母子保健事業による支援の充実を図り、成長の遅れが気になる乳幼児を早期発見するとともに、不安等を抱える保護者へ寄り添い、適切な支援ができるよう体制の充実を図ります。

・提供体制の整備

在宅の障がい児が利用する指定通所支援事業所では、療育専門員による療育指導及び基本的な生活習慣などを身につける訓練を行っています。また、障がい児の家庭も含めた地域生活に必要な支援体制、及び保育園等の育ちの場での支援に協力できる体制を構築することにより、障がい児の集団生活への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(2) 一人ひとりの障がいや特性に応じた教育の推進

・教育方法・内容の充実

障がいに対する課題に対応できるよう、教育方法、内容の研究、改善に努めます。また、障がいのある児童生徒が学校、地域社会等に参加できるよう、教育と福祉が連携し、個々の状態に合わせた療育を提供します。

・特別支援教育に対する理解の推進

障がいのある児童生徒を学校教育全体で受け止めるという観点から、通常の学級と特別

支援学級の児童生徒の交流教育を推進します。また、障がいの程度等を考慮し、通常の学級において共に学習できる場の拡大に努めます。

・就学指導体制における連携強化

就学指導に当たっては、障がいのある児童生徒に就学が適切に行われるよう、教育、福祉、雇用等の関係機関の連携強化に努めます。

4 雇用・就労・社会参加の促進

【現状と課題】

障がいのある方が自立した生活を営み社会参加をするうえで、雇用・就業の促進は非常に大きな意味を持っています。企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就業に向けてのサポート体制を充実させていく必要があります。

また、障がいのある方の社会参加等を促進するため、障がい者スポーツや文化芸術活動への支援を推進するほか、障がいのある方が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援体制の充実が必要です。

【施策の推進方向】

(1) 適性と能力に応じた就労の機会の確保

- ・障がい者の雇用の促進

柳井公共職業安定所や山口県障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関と連携し、就職を希望する障がい者の状況を相談等を通じて把握しながら、障がい者雇用の促進に努めます。

- ・啓発活動の実施

事業主や従業員に対し、障がい者雇用についての理解の促進を図るための啓発・広報に努めます。

- ・障害福祉サービスの推進

一般就労等で働くことが困難な障がい者に対して、福祉的就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労継続支援を推進します。また、福祉的就労から一般就労へ移行する際の連携調整等の支援を推進します。

また、工賃の向上に向けた取組を推進し、福祉的就労の底上げを図ります。

(2) 生涯学習活動支援

- ・文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進

文化・スポーツ・レクリエーション活動は、健康で心豊かな生活を送り、生活の質を高めるために大切です。障がいの有無を問わず誰もが一緒に集い、芸術文化・スポーツ活動に参加できるよう、活動の支援を行うとともに、指導者や介助ボランティア等の人材育成に努めます。

- ・スポーツ指導者等の育成

文化・スポーツ・レクリエーション活動の支援の充実に努めます。

(3) 意思疎通支援

- ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣

聴覚障がい者等が外出の際に意思の疎通ができるよう、手話通訳者、要約筆記者等を派

遣します。

- ・手話奉仕員の養成・手話奉仕員の活用
現在登録している手話通訳者だけでは対応できない場合があり、養成講座を実施し手話への理解を深め、手話通訳者、手話通訳士を目指す人材の掘りおこしに努めます。
- ・点字通訳者の養成・普及
視覚障がい者の社会活動におけるコミュニケーションが円滑に行えるよう、点字の知識や技術の普及を図ります。

(4) 移動支援

- ・障がい者福祉タクシー利用料の助成
心身に障がいのある人に対して、日常生活の利便性の向上による社会参加の促進及び経済的負担の軽減を図るため、タクシーの利用料金の一部を助成しています。
- ・自動車運転免許取得・改造費の助成
身体障がい者が運転免許所取得に要する経費や、自ら所有し運転するための自動車のハンドルやアクセル、ブレーキ等の改造に要する経費を助成し、社会参加を促進します。
- ・移動支援の充実
移動が困難な障がい者等に対して、外出する際の移動を支援します。また、障がいの状態に応じて他のサービスと組み合わせ、効果的、効率的に移動できるようサービスの充実に努めます。

5 生活環境の整備

【現状と課題】

障がいのある方の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある方のための暮らしの場の確保、建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

また、障がいがあっても、地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、災害発生時の支援体制を構築するとともに、地域における日ごろの防犯対策を推進し、消費トラブルの防止や早期発見に取り組むことが求められています。

【施策の推進方向】

(1) 建築物等のバリアフリー

- ・ユニバーサルデザインの普及・啓発

障がい者等をはじめとする、全ての人々にとって住みよいまちとなるよう、建築物、公園、道路、住宅等の設置者等に対して、ユニバーサルデザインの考え方が普及するよう努めます。

- ・公共的建築物のバリアフリー化

不特定多数の人が利用する特定建築物について、障がい者等が利用しやすいように障壁の除去を図ります。

- ・道路のバリアフリー化の促進

安全な生活空間が確保できるよう、歩道の拡幅、段差・傾斜の解消、白線などの誘導ライン、視覚障がい者誘導用ブロックの整備など、道路施設の改良を関係機関に要望します。

(2) 防災対策の強化

- ・防災意識向上に向けた普及啓発

障がい者等が災害時に対する備えをし、災害発生時に適切な行動がとれるよう、防災意識の普及啓発と情報提供に努めます。また、地域防災計画に基づき、国、県等関係各行政機関との連携による広域的防災体制の充実を図ります。また、消防団、自主防災組織、地域住民等と行政の連携による地域防災対策の推進に努めます。

- ・避難行動要支援者、要配慮者支援体制整備

自力での避難、情報収集や意思疎通が困難な障がい者等は、災害時にはより大きな危険にさらされる可能性があることから、それぞれの立場で各種防災対策を講じるとともに、防災知識の普及、地域住民や関係機関との連携、協力体制の整備などすべての人が共に助け合う環境を整備します。

また、避難行動要支援者名簿の作成により、障がい者の避難を支援するための体制づくりに努めます。

第5章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

1 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 地域生活移行者の増加

令和元年度末時点の施設入所者数の1人以上が令和5年度末までに地域生活に移行します。

② 施設入所者の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1人以上削減します。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、令和2年度末までに圏域単位で1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することとします。

また、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

令和5年度中の就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を1人以上とします。また、令和5年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を1人以上とします。

※就労移行支援事業等…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）を行う事業

② 職場定着率の増加

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の割合を7割とします。

(4) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和5年度末までに圏域単位で児童発達支援センターを1カ所以上設置することとします。また、令和5年度末までに圏域単位で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとします。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに圏域単位で主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保することとします。

また、令和5年度末までに圏域単位で主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することとします。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による情報共有や協議等の場を設置します。

また、医療的ケア児支援のため、令和5年度末までに町において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

柳井圏域1市4町は、3つの事業所に障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業を委託し、圏域内の相談支援体制の整備や相談支援事業所に対する専門的指導・助言を実施しています。また、柳井圏域地域自立支援協議会を中心に市町と相談支援事業所の連携を図り、地域課題の早期把握や適確な対応に努めており、引き続き既存の仕組みを十分に活用しながら、圏域における相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

さらには、近年、障害児者の家族を含む包括的な支援を必要とする事案が増加していることから、高齢者支援や児童福祉、保育・教育機関等との連携強化を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

柳井圏域1市4町は限られた社会資源を共有していることから、柳井圏域地域自立支援協議会を設置し、支援体制の整備や情報共有、地域課題の解決等に取り組んでいます。引き続き本協議会を中心に圏域の支援関係者間の連携を密にし、現場主義に基づく質の高い障害福祉サービス等の提供に努めます。

また、山口県が実施する研修を活用した市町担当者と事業所職員のスキルアップや障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析・共有等により、障害福祉サービス等の適正な運営を確保します。

2 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要量の見込み

【訪問系サービス】

(月平均、単位：人、時間)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	利用時間	人数	利用時間	人数	利用時間
居 宅 介 護	1	35	1	35	1	35
重 度 訪 問 介 護	0	0	0	0	0	0
同 行 援 護	0	0	0	0	0	0
行 動 援 護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
計	1	35	1	35	1	35

① 居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、障がい者等に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者、若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者のうち、常に介護を必要とする者に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護と障がいの程度に応じて排せつ・食事等の介護を含め、必要となる援助を行います。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を有する障がい者等であって、意志疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する者につき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に行います。

【日中活動系サービス】

(月平均、単位：人、人日)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数
生活介護	14	299	14	299	13	278
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	2	50	2	50	2	50
就労移行支援	0	2	0	2	0	2
就労継続支援A型	2	30	2	30	2	30
就労継続支援B型	4	77	4	77	4	77
就労定着支援	0	—	0	—	0	—
療養介護	4	—	4	—	4	—
短期入所（福祉型）	0	0	0	0	0	0
短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0

① 生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を提供します。

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、又は居宅を訪問して行われる、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、又は居宅を訪問して行われる、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

宿泊型自立訓練では、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

④ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき行われる、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

⑤ 就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基

づき就労する者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

⑥ 就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

⑦ 就労定着支援

障がい者との相談を通じて、生活面の課題を把握し、企業や関係機関との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑧ 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供を行います。

⑨ 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

【居住系サービス】

(月平均、単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	人数	人数
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助	4	4	4
施設入所支援	13	13	12

① 自立生活援助

障害者施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する者について、定期的に訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

② 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常

生活上の援助を行います。

③ 施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主に夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【相談支援】

(月平均、単位：人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	人数	人数
計 画 相 談 支 援	6	6	6
地 域 移 行 支 援	0	0	0
地 域 定 着 支 援	0	0	0

① 計画相談支援

「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」があり、サービス利用支援では、障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成します。

次に、支給決定若しくは支給決定の変更又は地域相談支援給付決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成します。

② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を要する者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

③ 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

【障害児支援】

(月平均、単位：人、人日)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数	利用日数	人数	利用日数	人数	利用日数
児童発達支援（福祉型）	0	0	0	0	0	0
児童発達支援（医療型）	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	1	3	1	3	1	3
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障 害 児 相 談 支 援	0	—	0	—	0	—

医療的ケア児 コーディネーター	0	—	0	—	1	—
--------------------	---	---	---	---	---	---

① 児童発達支援（福祉型）

通所利用の障がい児につき、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行い、その家族に対する支援を提供します。

② 児童発達支援（医療型）

上肢、下肢又は体幹機能の障がいがある児童につき、福祉型児童発達支援に加えて治療を提供します。

③ 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障がい児につき、授業の終了又は休業日に、生活機能の向上のための訓練、社会との交流の促進等必要な支援を提供します。

④ 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児につき、保育所等を訪問し、保育所等における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態で、外出することが困難な障がい児に、自宅を訪問し、基本的な動作の指導等の支援を提供します。

⑥ 障害児相談支援

「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」があります。障害児支援利用援助では、通所給付決定の申請若しくは変更の申請に係る障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容を記載した「障害児支援利用計画案」を作成します。

次に、通所給付決定若しくは変更の決定後に、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」を作成します。

継続障害児支援利用援助では、通所給付決定保護者が該当人に係る障害児支援利用計画が適切であるかどうかについて、モニタリング期間ごとに障害児通所支援の利用状況を検証し、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案して「障害児支援利用計画」の見直しを行います。その結果に基づき「障害児支援利用計画」を変更するとともに、必要に応じて、当該給付決定等に係る障がい児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行います。

⑦ 医療的ケア児コーディネーター

医療的ケア児コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児支援の協議の場に参画し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

【福祉施設から一般就労への移行等】

就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就 労 移 行 支 援 事 業	0	0	1
就 労 継 続 支 援 A 型 事 業	0	0	0
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業	0	0	0

【地域生活支援拠点等】

設置箇所数

令和3年度		令和4年度		令和5年度	
単独設置	圏域設置	単独設置	圏域設置	単独設置	圏域設置
0	1	0	1	0	1

機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	1	1

【発達障害者等に対する支援】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0	0	0
ペアレントメンターの人数	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	0	0	0

【子ども・子育て支援等の障害児受入人数】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保 育 所	1	1	1
認 定 こ ど も 園	0	0	0
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	0	0	0

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0	0	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0	0	5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0	0	1

精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地 域 移 行 支 援	0	0	0
地 域 定 着 支 援	0	0	0

共同生活援助	2	2	2
自立生活援助	0	0	0

【相談支援体制の充実・強化等】

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保

区 分	確保形態
令和5年度末の確保状況	圏域

【相談支援体制の充実・強化のための取組】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援（有・無）		有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1	1	1
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組】

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用（人）		1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	体制の有・無	無	無	有
	回数	0	0	1

（2）指定障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策等

① 訪問系サービス

訪問系サービスについては、サービスの充実を図りながら、障がい者等へ必要な訪問系サービスの提供に努め、また積極的に情報提供を行うなどして事業者の参入を促進し、必要なサービスの確保に努めるとともに、事業者の指定権限を有する県と連携しながら、必要な実施体制の確保に努めます。

② 日中活動系サービス

事業者に対して必要な情報提供や指導等を行なうとともに、事業者の指定権限を有する県との連携を図りながら、希望する障がい者等に適切な日中系サービスが提供できるよう、必要な実施体制の確保に努めます。

総合支援学校の卒業者等、新たな需要にも適切に対応するために、公共職業安定所などの関係機関と連携を図りながら、一般就労への移行を進めます。

③ 居住系サービス

事業者に対して必要な情報提供や指導等を行なうとともに、事業者の指定権限を有する県との連携を図りながら、希望する障がい者に適切な居住系サービスが提供できるよう、必要な実施体制の確保に努めます。

④ 相談支援

相談支援事業所を始め、他の指定特定相談支援事業者等の関係機関と連携を図りながら、適切な福祉サービス等が提供できるように努めます。

⑤ 障害児支援

障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス及び地域生活支援事業並びに児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスを総合的に組み合わせ、療育支援を行うとともに、居宅サービスと障害児通所支援サービスを適切に提供できるよう努めます。

また、相談支援事業委託事業所、指定相談支援事業所等の関係機関と連携し、相談支援の質の向上を図りながら、適切な福祉サービス等が提供できるよう支援の提供体制の充実に努めます。

3 地域生活支援事業の実施に関する事項

(1) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

【理解促進研修・啓発事業】

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実	施	有	有	有
	の			
	有			
	無			

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【自発的活動支援事業】

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実	施	無	無	無
	の			
	有			
	無			

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援することにより、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を図る事業です。

【相談支援事業】

障害者相談支援事業

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実	施	3	3	3
	見			
	込			
	み			
	箇			
	所			
	数			
基	幹	無	無	無
	相			
	談			
	支			
	援			
	セ			
	ン			
	タ			
	ー			
	の			
	設			
	置			
	の			
	有			
	無			

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な援助を行います。

基幹相談支援センター等機能強化事業

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実	施	有	有	有
	の			
	有			
	無			

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援能力の強化を図ります。

住宅入居等支援事業

区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実	施	無	無	無
	の			
	有			
	無			

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する事業で

す。

【成年後見制度利用支援事業】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 利 用 見 込 み 者 数	2	2	2

知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分である者に対し、意思決定の判断能力を補い、本人が損害や被害を受けないように権利を擁護する成年後見制度の利用支援を行います。

【成年後見制度法人後見支援事業】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 施 の 有 無	無	無	無

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

【意思疎通支援事業】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 利 用 見 込 み 件 数	1	1	1

聴覚・言語機能・音声機能・視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者との意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者の派遣を行っています。

手話通訳者設置事業

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 設 置 見 込 み 者 数	0	0	0

手話通訳士の資格を有し登録を受けた者又は手話通訳者として登録を受けた者の設置に努め、手話通訳の方法により、障がい者等とその他の者との意思疎通等の支援を行います。

【日常生活用具給付等事業】

介護・訓練支援用具

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給 付 等 見 込 み 件 数	1	1	1

自立生活支援用具

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給 付 等 見 込 み 件 数	1	1	1

在宅療養等支援用具

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給 付 等 見 込 み 件 数	1	1	1

情報・意思疎通支援用具

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付等見込み件数	1	1	1

排泄管理支援用具

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付等見込み件数	144	144	144

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付等見込み件数	1	1	1

給付対象となる障がい者等に対し、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具、居住生活動作補助用具（住宅改修費）の日常生活用具を給付します。

【手話奉仕員養成研修事業】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実養成講習修了見込み者数	1	1	1

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の支援を行います。

【移動支援事業】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	3	3	3
延べ利用見込み時間数	120	120	120

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。

【地域活動支援センター】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施見込み箇所数	1	1	1
実利用見込み者数	6	6	6

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化するため、専門職員（精神保健福祉士等）の配置を行い、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

【日中一時支援事業】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用見込み者数	1	1	1
延べ利用見込み回数	160	160	160

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、町と委託された事業所において、一時的に見守り等の支援を行います。

(2) 各事業の見込量の確保のための方策

① 理解促進研修・啓発事業

地域の社会福祉法人及び柳井圏域の自治体と連携し、研修会等を開催し、障がい者等に対する理解を深めることに努めます。

② 相談支援事業

障がい者等が地域で安心して自立した日常生活や社会参加を送るためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、こうしたサービスを適切に利用できるようにするための相談支援体制の充実が必要です。このため、柳井圏域で設置する地域自立支援協議会との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を必要とする知的障がい者又は精神障がい者に対して、相談支援事業者等と協力し、利用を支援するとともに障がい者の権利擁護の推進に努めます。

④ 意思疎通支援事業

派遣事業については、手話通訳及び要約筆記等の活用を図りながら委託事業により実施し、手話奉仕員養成研修事業等により奉仕員の確保に努め、派遣が円滑に行われるよう努めます。

⑤ 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るための適切な給付に努めるとともに、排せつ管理支援用具のように継続的な給付が必要なものについては、年間の需要量等を把握し計画的な給付に努めます。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

柳井圏域の自治体と連携し、共同で手話奉仕員養成講座を開催するとともに、修了者には奉仕員としての登録を行い、地域の手話表現技術の習得者によるサークル活動等の促進と地域の聴覚障がい者との交流の推進に努めます。

⑦ 移動支援事業

提供体制の確保に努めるとともに、介護給付費の居宅介護等との組み合わせにより、効果的・効率的なサービスの提供ができるよう努めます。

⑧ 地域活動支援センター

地域活動支援センターが地域で生活している障がい者のニーズに応えられるよう、各種講座の充実と支援体制の推進に努めます。

⑨ 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場の確保に努め、障害福祉サービス事業者等と連携し、提供体制の充実に努めます。

參考資料

上関町障害者保健福祉推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく障害児福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進について、関係者の意見を反映させるため、上関町障害者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は委員10名以内で組織する。

2 委員は、町議会議員、保健福祉団体等関係者、サービス利用関係者及び行政機関の職員のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

（会長）

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

（運営）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて、関係職員等の出席を求めてその意見を求めることができる。

（任期）

第5条 委員の任期は3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

上関町障害者保健福祉推進協議会委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名
町議会産業厚生常任委員長	清 水 敏 保
民生児童委員協議会会長	光 壽 光 夫
社会福祉協議会会長	大 田 元 治
上関福社会施設長	溪 山 浩 範
高齢者保健福祉センター所長	岡 崎 芳 江
保健福祉課長	菊 間 健 之

用語の説明

【ア行】

○医療的ケア児

人工呼吸器を装着している障がい児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児、または重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児。

【カ行】

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

【サ行】

○社会福祉協議会

社会福祉法に規定され、公私関係者の参加協力を得て組織的活動を行い、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。市町村のすべてに設置され、福祉活動専門員が配置されている。

○重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある子ども。

○手話奉仕員

手話を障害のある人のために行うボランティアのこと。市町等からの依頼による広報活動や文化活動等にも協力する。

○障害者就業・生活支援センター

就業及び就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域で、就職に向けた相談支援や日常生活の自己管理に関する助言など、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

○障害者職業センター

就職を希望している人の相談・職業能力評価を行うとともに、職業生活に必要な労働習慣を身につけるための訓練を行い、障がい者の就職の促進と職場への適応を援助するための施設で、県内では防府市に設置されている。

○自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。障がいの程度により1級から7級の等級が記載される。

○精神障害者保健福祉手帳

精神保健福祉法に基づいて交付され、各種支援策を受けられる者であることを確認する証票。

統合失調症、躁うつ病、中毒性精神病等が対象となる。障がいの程度により1級から3級の等級が記載される。

○成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、判断能力が十分でない人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するため、財産管理等を行う制度。

○総合支援学校

従来の盲学校・聾学校・養護学校を一本化し、障がい種別を超えた学校として創設される特別支援学校。平成19年4月施行。山口県ではこの呼び名を「総合支援学校」としている。

○相談支援事業所

障がいのある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう必要な情報の提供や専門機関との連携、権利擁護のために必要な援助及びサービス利用計画の作成を行う。

【夕行】

○地域自立支援協議会

地域における相談支援事業を適切に実施していくために、困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行う市町が設置する機関。

○地域福祉権利擁護事業

判断能力が十分でない人のため、社会福祉協議会が契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。

○地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づく計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体防災上重要な施設の管理者（企業等）、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的し、地震災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧実施等の地震災害への対処に関する措置を定めたもの。

○特別支援学級

児童生徒の心身の状態に応じた指導を行うために、設置された学級。従来の特殊学級と称されていたもの。

○特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【ナ行】

○難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

【ハ行】

○発達障がい

平成 26 年に発達障害者支援法が施行され、発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義された。

○バリアフリー

障がい者等が社会生活をしていく上での障壁(バリア)となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者等の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

【ヤ行】

○ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人種が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

○要約筆記者

手話習得の困難な中途失聴者や難聴者等の依頼を受けて文字によるコミュニケーション手段として内容を要約し情報伝達を行う者。

【ラ行】

○ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、成年期などに分けた、それぞれの段階。

○リハビリテーション

障がい者等の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者等のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者等の自立と参加をめざすとの考え方。

○療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味するとされており、身体や知的に障害のある児童等について早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって基礎的な生活能力の向上を図る。

○療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判断された者に対して交付される証票。知的障がい児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置をうけやすくすることを目的とする、交付される手帳には、障がいの程度により重度の場合は「A」、中度・軽度の場合は「B」と記載される。

上 関 町 障 害 者 福 祉 計 画

令和3年3月

発行：山口県上関町

編集：上関町保健福祉課

〒742-1402

山口県熊毛郡上関町大字長島503番地

TEL 0820-62-0184